

別紙 1

やまなし県有林 J-クレジット共同創出事業仕様書（案）

山梨県と〇〇〇〇との間で令和 7 年〇月〇日に協定を締結した「やまなし県有林 J-クレジット共同創出事業に関する協定書」第 3 条第 1 項に規定する仕様については、次のとおりとする。

1 事業名

やまなし県有林 J-クレジット共同創出事業（以下「本事業」という。）

2 定義

本仕様書で使用する用語は次のとおりとする。

- （１） 実施要綱とは、『国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱』のことをいう。
- （２） J-クレジットとは、実施要綱に基づき認証されたカーボンクレジットのことをいい、以下、ことわりがない場合は、J-クレジットのことを「クレジット」という。
- （３） 制度管理者とは、J-クレジット制度管理者のことをいう。
- （４） 共同創出者とは、クレジットの創出を県と共同で取り組む者のことをいう。

3 関係制度文書

本事業の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、J-クレジット制度管理者が定める次の最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- （１） 実施要綱（Ver. 8.0）
- （２） 実施規程（プロジェクト実施者向け）
- （３） 実施規程（審査機関向け）
- （４） モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）
- （５） 方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）
- （６） 方法論（F0-001 Ver. 6.0 森林経営活動）
- （７） 約款（プロジェクト実施者向け）

4 基本的な考え方

県と共同創出者は、県有林を対象にしたクレジットの創出について協定を締結し、双方協力のもと、航空レーザデータ等を活用して森林経営活動に由来するクレジットを創出する。

併せて、創出したクレジットの販売によって得られる収益及び航空レーザデータ等の解析を通して得られる森林資源情報を県有林の管理に活用し、持続可能な林業経営の実践を通してカーボンニュートラルの達成に貢献する。

5 協定期間 協定締結の日から令和 17 年 3 月 15 日（木）まで

6 対象森林

（１） 面積

県有林の内、森林法第 11 条に基づく森林経営計画策定箇所 145, 428 ha

（２） 内訳

森林経営計画策定箇所のうち

人工林 51, 145 ha

天然林 76, 197 ha

除地等 18, 086 ha

ア 人工林内訳

	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ	広葉樹	他針葉樹	合計
面積 (ha)	1,817	10,717	6,708	24,164	3,558	3,028	1,153	51,145
平成2年度以降の 施業面積 (ha) ※1	1,228	10,488	4,788	20,597	3,675	236	987	42,000
齢級構成	別表1 参照							
今後の主伐面積 (ha/年) ※2	5.8	8.31	16.33	71.57	9.21	2.16	0.56	113.94
主伐時の林齢 ※3	61	66	68	67	80	—	80	—
木材出荷量 (m3/年) ※4	6,434	9,549	8,681	34,995	4,976	4,789	311	69,735

※1：樹種別面積は、今後の作業によって変動する可能性がある。また、差分9,000haは、①平成2年度以前に施業、②施業除地、③データ突合ができないなどの理由による。

※2～4：令和5年度の各実績から算出

イ 天然林内訳

	針葉樹	広葉樹	合計
制限林に指定されている 面積 (ha)	31,894	39,933	71,827
齢級構成	別表2 参照		

※面積は施業履歴等の精査により増減する可能性がある。

(3) プロジェクト実施地

(1)(2)のうち本事業において、吸収量及び排出量を算定する対象となる森林は、方法論＜用語の定義＞のプロジェクト実施地に記載された①～③とする。

なお、県では、認証対象期間中に主伐を計画しているが、方法論の「1. 適用条件」のただし書き「主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に再造林を計画している林分については、プロジェクト計画の登録を行う森林から除外することができる」は適用しない。

(4) 収穫予想表

(1)(2)のうち本事業において、吸収量及び排出量を算定する対象となる森林は、方法論＜用語の定義＞のプロジェクト実施地に記載された①～③とする。

7 クレジットの帰属及び配分

- (1) 審査機関及び制度事務局等に提出するプロジェクト登録書等は、山梨県知事名で申請を行い、創出されたクレジットは県の口座に登録する。

- (2) 県は、創出経費に相当するクレジットを協定書で定めた割合に基づき共同創出者に配分する。

8 事業内容

(1) 全体スケジュール

- ① プロジェクト登録 令和7年度
- ② 認証対象期間 令和8年度から令和15年度
- ③ 永続性担保期間 令和16年度から令和25年度
- ④ クレジット発行 令和8年度から令和14年度の毎年度及び令和16年度

(2) 年度別の内容

年度	段階	内容
令和7年度	準備期間	・プロジェクト計画書の作成、審査 ・プロジェクト登録書の作成、申請
令和8年度	認証対象期間 (1年目)	・モニタリング ・森林管理・整備、森林の保護（巡視等） ・森林資源情報等の解析 ・モニタリング報告書の作成、審査機関による検証 ・クレジット認証申請書の作成、申請
令和9年度 ～15年度	認証対象期間 (2～8年目)	・モニタリング報告書の作成、審査機関による検証 ・クレジット認証申請書の作成、申請（令和15年度を除く） ・クレジットの販売（販売支援を含む）
令和16年度	永続性 担保期間	・累計吸収量の算定、報告 ・クレジット認証申請書の作成、申請 ・クレジットの販売（販売支援を含む）

※森林経営計画の変更等によりプロジェクト登録内容に変更が発生した場合は、双方協議の上対応を決定する。

(3) 業務分担

作業項目		県	共同創出者
森林管理	森林管理、整備	○	
	森林の保護（巡視）	○	○
情報提供	森林簿、森林経営計画、施業履歴等クレジット創出に必要な情報の提供	○	
	現地確認（必要な場合）	○	○
プロジェクト登録	プロジェクト計画書の作成、審査対応		○
	プロジェクト登録申請書の作成、申請		○
	プロジェクト計画書変更	○	○

モニタリング	モニタリングの実施		○
	モニタリング報告書作成、審査機関による検証対応		○
	クレジット認証申請書作成、制度管理者への申請		○
航空レーザ データの解析	森林資源情報の解析		○
	森林資源情報の活用	○	
クレジット 活用	クレジットの販売（販売支援を含む）	○	○
その他	上記を除く必要事項	○	○

9 資料

（１） 県が提供する資料

No.	名称	概要
1	森林経営計画認定書	属人計画 当初認定：令和５年１２月１８日（認定番号５－１） 変更認定：令和７年３月予定
2	県有林森林調査簿	・山梨県森林情報管理システム（以下、「森林 GIS」という。）に搭載の県有林に関するデータ 主なデータ： (1) 所在地（住所、林班、小班等） (2) 林況等（林種、樹種名、造林年、面積、蓄積等） (3) 法令（保安林、公園、その他法令の指定状況） (4) 森林 GIS コード表
3	図面	森林 GIS に搭載の林班レイヤ、小班レイヤ
4	施業履歴データ	県の造林台帳システムに搭載の平成 2 年度以降の施業履歴データ 主なデータ： (1) 所在地（住所、林班、小班等） (2) 施業内容（工種、施業面積、実施方法等）
5	施業図面	・県の造林台帳システムに搭載の附図（PDF 形式） ・県有林造林台帳に保管している附図（紙図面） ・過去 5 年間の造林補助金申請添付図面（紙、PDF） ・デジタルコンパスデータ ・ポケットコンパスデータ（テキスト形式又は紙）
6	山梨県県有林収獲予想表	山梨県森林総合研究所、社団法人日本林業技術協会 平成 15 年 3 月調整
7	その他	県と共同創出者が協議の上、必要と認めた資料

（２） 県が貸与する資料

令和 2 年から 5 年度に実施した航空レーザデータ（4 点／㎡以上、県内全域）

県と共同創出者が協議の上、必要と認めた資料

（３） 提供方法

県と共同創出者が資料のデータ形式、保存状況等を確認の上、協議して決定する。

(4) 資料の管理及び返却

共同創出者は、県から提供及び貸与された資料を破損・紛失・盗難等の事故がないように管理すること。貸与資料については、本事業が完了又は協定が解除された場合、及び本事業の遂行上不要となった場合は、県に速やかに返却を行うものとする。

1 0 実施体制

- (1) 共同創出者は、協定締結後、速やかに事業計画書（様式任意）を作成し、県に提出すること。
- (2) 共同創出者は、募集要項第4号の実施体制表のとおり本事業を実施すること。
- (3) やむを得ない理由により、配置予定担当者が事業完了までの間に変更になる場合は、事前に県の下承を得ること。
- (4) 航空レーザデータ及び森林資源情報の解析業務担当者が変更になる場合は、募集要項様式第5号による調書を県に提出すること。
- (5) 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、本事業による成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないように、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、共同創出者の責任において解決すること。

1 1 第三者への委託

- (1) 共同創出者は、企画提案書に記載されている場合を除き、県の承認を受けずに再委託を行ってはならない。
- (2) 県は、共同創出者が担当する業務の主たる部分が含まれている場合は、再委託を承認しない。
- (3) 共同創出者が第三者に委託を行う場合は、委託先に対して協定書に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 共同創出者は、実施体制表（様式第4号）に再委託者を追記して県に提出するとともに、委託先の行為について全責任を追うものとする。

1 2 実績報告

共同創出者は、クレジットの創出状況及びこれに要した経費について、別記様式第1号により、各年度の年度末までに県に報告する。

1 3 守秘義務

共同創出者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡してはならないものとし、本事業で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、本事業の完了後も同様とする。

1 4 諸事故の処理

- (1) 共同創出者は、本事業により生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、速やかに県に報告するとともに、その原因が共同創出者による場合、共同創出者の責任により解決しなければならない。
- (2) (1) は、本事業に係る協定期間の終了後又は協定解除後も同様とする。

1 5 データ解析成果品の帰属

- (1) 得られた成果品は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条及び第47条第3項に定める全ての権利並びに民法（明治29年4月27日法律第89号）第206条に定める所有権は共同創出者が有するものとし、県に使用権を提供するものとする。
- (2) 共同創出者は、本事業の成果品を県の許可なく第三者に対して複写、公表、貸与及び使用してはならない。

1 6 その他

疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項等については、県と共同創出者の協議により決定する。

別表 1 人工林樹種別齢級構成 (ha)

齢級	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ	広葉樹	他針葉樹	合計
1	14	108	0	364	0	8	0	494
2	2	111	1	174	0	35	12	335
3	1	193	2	149	0	71	35	451
4	0	139	0	60	0	67	14	280
5	1	403	1	47	0	91	26	569
6	10	764	2	52	23	216	43	1,110
7	8	975	1	337	60	161	56	1,597
8	13	876	5	1,337	109	113	82	2,535
9	38	1,335	64	1,938	137	37	116	3,664
10	76	1,219	513	2,435	440	126	124	4,933
11	188	1,389	1,357	3,626	1,062	348	229	8,198
12	375	788	2,229	5,925	706	467	72	10,562
13	521	913	1,558	3,732	473	451	199	7,847
14	360	628	635	2,272	256	302	77	4,530
15	120	403	201	1,050	128	247	43	2,192
16	42	144	84	199	83	98	7	657
17	11	77	23	212	77	44	7	451
18	7	61	2	34	2	34	6	146
19	4	47	2	74	0	18	1	146
20	7	64	3	50	0	46	2	171
21	3	34	14	65	0	21	0	136
22	3	33	4	31	0	11	1	83
23	4	8	1	3	0	8	2	25
24～	10	6	6	0	2	9	2	34
合計	1,817	10,717	6,708	24,164	3,558	3,028	1,153	51,145

別表 2 天然林樹種別齡級構成 (ha)

齡級	針葉樹	広葉樹	合計
1		8	8
2			0
3		5	5
4			
5			0
6			0
7	6	15	21
8	51	24	75
9	11	187	198
10	33	391	424
11	100	497	597
12	367	988	1,355
13	482	1,161	1,643
14	361	1,429	1,789
15	347	2,006	2,354
16	181	1,922	2,102
17	193	1,658	1,851
18	311	1,445	1,756
19	211	1,806	2,017
20	392	1,897	2,289
21	606	2,258	2,864
22	828	1,900	2,729
23	563	1,253	1,816
24～	26,853	19,083	45,935
合計	31,894	39,933	71,827

山梨県林政部県有林課長 様

(報告者)
所 在 地
商号又は名称
代表者名
電話番号

やまなし県有林 J ークレジット共同創出事業実績報告書

令和 7 年 4 月 日付けで協定を締結したこのことについて、協定書第 6 条第 1 項に基づき、次のとおり報告します。

1 J ークレジットの創出量及び創出経費

年度	創出量 (t-CO2)	創出経費 (千円)
令和 年度 (年度)		
令和 年度 (年度)		
令和 年度 (年度)		
令和 年度 (年度)		
令和 年度 (年度)		
令和 年度 (年度)		
令和 年度 (年度)		
令和 年度 (年度)		
合計		

2 創出経費内訳

実施した業務	数量	単位	単価 (円)	金額 (千円)

合 計				

※行が足りない場合は、適宜追加すること。
 ※協定書における事業計画書に照らし記載すること。

3 J-クレジットの販売先

No.	販売先	販売量 (t-CO2)	販売日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※行が足りない場合は、適宜追加すること。

4 その他

--

以上